

関東運輸局茨城運輸支局長
高橋 芳 則

新年明けましておめでとうございます。

年頭にあたり新春のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、群馬県の「富岡製糸場と絹産業遺産群」がユネスコの世界文化遺産に、また、埼玉県小川町・東秩父村の「和紙 日本の手漉き和紙技術」が無形文化遺産にそれぞれ登録されたほか、日本人3人がノーベル物理学賞を同時受賞するという快挙など、明るい話題がありました。

一方、各地で自然が猛威を振るい災害が多発しました。2月には太平洋側で2度の大雪に見舞われ、関東甲信越地方を中心に記録的な大雪となり各地の交通網を寸断するなど経済活動にも大きな影響を及ぼしました。夏季には各地で集中豪雨による大規模な土砂災害が発生し、気象庁の統計開始以来8月としては降水量が最も多くなりました。このほか、9月には御嶽山の噴火により57名が犠牲となる事故もありました。

また、「危険ドラッグ」の使用によって引き起こされる二次的な犯罪や交通事故が多発し、「危険ドラッグ」が大きく社会問題化した1年でもありました。

経済情勢につきましては、4月からの消費税率引上げ以降、個人消費の低迷が長期化するなど、いまだ景気の回復が実感できない厳しい状況にあるものと認識しており、更なる景気の回復が望まれるところです。

このような中、茨城運輸支局といたしましては、安全・安心な交通の確保を第一に、地域に密着する現場の行政機関としての役割をしっかりと認識し、地域における人・モノの輸送や観光振興に関わる事業者が、経済等の変動にも即応できるよう、利用者や業界の声をお聞きするとともに自治体や関係団体との連携を図り、地域密着型の総合的な運輸行政に積極的に取り組んでまいります。

それでは、以下、本年に茨城運輸支局が取り組む主要施策について申し上げます。

第一に安全・安心な交通の確保です。

通勤や通学など多くの人々が利用するバス・タクシー、また、日常生活や経済・産業活動に欠かせないトラックといった自動車運送事業の安全確保は極めて重要です。

自動車運送事業の監査につきましては、平成24年4月に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通省において監査のあり方についての検討がなされ、監査方針、行政処分基準等が改正されましたが、支局におきましても、自動車運送事業者に対する適確かつ公平な監査を実施することにより、一層の輸送の安全確保に努めてまいります。

経営者自らが安全最優先の事業経営に努めていただく見地から、平成18年から導入された「運輸安全マネジメント」制度に基づき、現在、国土交通省、運輸局において「運輸安全マネジメント評価」が実施されておりますが、支局におきましても、第一当事者となる死亡事故や積載物の大量漏洩事故を惹起したトラック事業者に対する「運輸安全マネジメント評価」を引き続き実施してまいります。なお、貸切バス事業者につきましては、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を受け、一昨年10月から、すべての事業者に安全管理規程の義務付けがなされており、経営トップの関与の下、組織一体となった安全優先経営が徹底されるよう、運輸安全マネジメントの更なる浸透を図ってまいります。

また、平成30年までの事業用自動車の事故削減目標を掲げた「事業用自動車総合安全プラン2009」につきましては、昨年における中間目標が達成できていなかったことも踏まえ、関係団体とも協力・連携し、これまで以上に「飲酒運転ゼロ」などの目標の達成に向けて取り組んでまいります。

第二に地域に密着した運輸行政の推進です。

地域の公共交通につきましては、地域住民の移動手段として重要な役割を担っており、温室効果ガスの排出削減等からも確保・維持が必要とされています。しかしながら、少子高齢化やマイカー依存などにより、利用者の減少が進んでおり、非常に厳しい状況に置かれています。このため、県内においても、「地域公共交通確保維持改善事業」に基づき、生活交通ネットワーク計画の認定をしております。また、地域公共交通ネットワークの再構築を支援するための「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」が昨年11月20日に施行されたところであり、支局におきましても、引き続き、地域公共交通会議への参画を通じて、より一層の地域公共交通の確保・維持・改善を支援してまいります。

バス事業につきましては、事業者の経営環境が大変厳しい状況にあるものと認識しておりますが、こうした状況の中、県内では「地域公共交通会議」の活用により、コミュニティバス、デマンド型交通、BRT等の導入が進んできており、引き続き、地域の創意工夫ある取り組みを総合的に支援してまいります。また、貸切バス事業につきましては、昨年導入された新運賃制度による安全コストを含んだ適正な運賃収受の浸透を図るとともに、平成23年度から開始された「貸切バス事業者の安全性等評価・認定制度」を通じて、認定事業者の安全に対する取り組み状況が、利用者や旅行業者などに評価され、貸切バス事業者の発展につながるよう、制度の普及促進に取り組んでまいります。

また、公共交通機関等のバリアフリー化につきましては、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における整備目標の達成に向けて取り組んでまいります。具体的には、支局主催のバリアフリーネットワーク会議等を通じ、障害者、高齢者など関係者との情報の交換・共有を図るとともに、一般利用者との交流等を通じて、より一体的・連続的かつ効果的なバリアフリー化の推進を支援してまいります。

さらに、ソフト対策として、関東運輸局が作成した「こころのバリアフリーハンドブック」を有効に活用するとともに、関係機関とも協働しながらバリアフリー教室の開催などを通じて、「心のバリアフリー」を広く普及・浸透させていく体制を構築するなど裾野の広がる取り組みを行ってまいります。

第三に環境問題への対応です。

地球温暖化による影響は、頻発する異常気象、海面の上昇、生態系の異変などの気候変動をもたらす、経済社会活動、地域社会、国民生活全般に多大なる影響を及ぼすものであり、究極的には人類の生存基盤に関わる重大な課題であります。

国土交通省では、昨年、新たな「環境行動計画2014～2020」を定めており、関東運輸局においても、同計画に基づいた「関東運輸局環境対策アクションプラン」を策定し、引き続き、地球温暖化対策や地域の環境問題への対策を総合的かつ計画的に推進し、環境問題への対応に積極的に取り組んでまいります。

第四に観光の振興です。

県内の観光需要は、東日本大震災から3年10か月近くが経過しようとする現在においても、い

まだに震災前の水準までの回復には至っていない地域があり、引き続き、復興に向けた観光振興の取り組みが大切です。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会や、2019年の茨城国体の開催は、多くの人々を本県に迎え入れる絶好の機会であり、特にオリンピック・パラリンピック東京大会開催に至るまでの期間においては、関係機関と意見交換や情報共有を図りつつ、海外からの観光客を受け入れるための案内設備の充実など各種取り組みを進めてまいります。

また、関東運輸局においては、平成27年度より「関東観光広域連携キャンペーン」を本格的に展開することとしており、当支局におきましても、関東運輸局及び観光庁と歩調を合わせ、復興とともに観光振興への取り組みを進めてまいります。

以上、新しい年を迎えるにあたり、茨城運輸支局の施策、所信の一端を申し上げましたが、これらの実効性を高めるためには、地方公共団体、交通運輸事業者をはじめとする関係者と連携し、一体となった取り組みが不可欠であります。

今後とも、茨城運輸支局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。私の新年の挨拶とさせていただきます。

平成27年 元旦